

1922年9月の日本共産党綱領(下)

加藤 哲郎

- 1 はじめに モスクワに保存されていた日本共産党22年綱領
- 2 いわゆる「22年綱領草案」と第一次共産党史研究
モスクワ・アルヒーフ事情にも関説して
- 3 日本共産党22年9月綱領の内容と特徴 天皇制問題の不在
- 4 22年綱領の起草者・署名者 山川均起草, 荒畑寒村・堺利彦署名?
- 5 23年2月市川大会報告書から見た日本共産党「創立」の時期(以上481号)
- 6 23年3月石神井大会報告書から見た第一次共産党の綱領問題
徳田球一予審訊問調書に発する「神話」との対比で
- 7 石神井大会綱領討論の真実 「君主制廃止」は本当に議論されたのか?
- 8 いわゆる日本共産党綱領草案は関東大震災後のモスクワ指令?
- 9 おわりに 「天皇制神話」と「革命伝説」を超えて(以上, 本号)

6 23年3月石神井大会報告書から見た第一次共産党の綱領問題 徳田球一予審訊問調書に発する「神話」との対比で

前号で1923年2月日本共産党第2回大会をモスクワに伝えた, 3月25日付の日本共産党報告書を紹介したが, 関係資料として, 日付・朱印はないが, やはり「The General Secretary Sakatani Goro, The International Secretary Hanada Yoshio」の直筆署名がある, 「Report on the Special Convention for the Drawing up of a Party Program」と題する報告書(f.495/op.127/d.62/9-13)がある。

3月25日報告書が述べていた石神井臨時党大会についてのモスクワへの公式報告で, 同じ3月25日付「別紙報告」であった可能性が強いが, モスクワのアルヒーフでは, 別のジェーロに入っていた。これも詳細な紹介・解説は次回以降にまわすが, 出席代議員数などは入っておらず, 英文タイプで, 以下のように書き出されている。

綱領作成のための臨時党大会についての報告

党綱領を作成するために, 日本共産党執行委員会によって, 臨時党大会が, 3月15日に招集

領全体は採択・承認され、天皇制の行動スローガンとしての扱い、革命の性質の問題、この二つの部分が審議未了になったと考えるのが妥当であろう」と述べながら(286頁)、「補論2 石神井会議における綱領討議再論」では、23年6月コミンテルン第3回拡大執行委員会総会でのプハーリン報告が日本共産党内に存在する意見の相違に言及しているのに着目して、最終的に「審議未了」と結論づけた(377頁以下)。実はこのプハーリン報告の当該部分の典拠となったのが、ここに紹介する日本共産党報告書である。

この報告書は、もう一つ重要なことを述べている。それは、いわゆるプハーリン綱領草案(第4回世界大会に提出された個人意見としての一般綱領=世界綱領草案、加藤『コミンテルンの世界像』81頁参照)を一般理論的土台とした、日本共産党綱領草案の作成・伝達時期で、堺利彦らが故意にコミンテルンに弁明したのでなければ、いわゆる日本共産党綱領草案は、1922年11-12月の第4回大会時にも、同年末の高瀬清・川内唯彦の帰国時にも存在しておらず、1923年2月の市川大会時にさえ出来ておらず、ようやく石神井大会開催2週間前に日本に届いたことになる。

しかも、その内容は、後に『共産主義インタナショナル綱領問題資料集』に収録されるかたちとは、構成・内容・スローガンとも大きく異なり、まだ骨子と梗概だけの「綱領づくりのための他の資料」=英文メモ風のものであったと考えられる。本稿の主題との関わりでは、今回紹介した1922年9月綱領が、石神井大会前の(さらには第一次共産党期全体の)唯一の日本共産党綱領となる。その内容的検討に立ち入る前に、通説の成立過程を検討しなければならない。

犬丸義一・岩村登志夫らが「お天気」=気象情報まで用いて詳しく考証したように、そもそも日本共産党創立が「1922年7月」とされたのは、1930年の徳田球一予審問調書からであり、31年の市川正一「日本共産党闘争小史」で3・15、4・16事件公判闘争の統一見解となった。7月15日が創立記念日とされたのは、その「10周年」を記念する1932年『赤旗』7月5日号の岩田義道執筆という党中央委員会アピール「八月一日を準備せよ!」からである。その詳しい経緯は省略するが(犬丸前掲書209頁以下、志賀前掲書113頁以下、参照)、「党史」そのものの政治性を示してあまりある。

かつてコミンテルン中央での綱領論議の歴史的再構成を試みたことがある筆者の視角からすれば(『コミンテルンの世界像』第一部)、モスクワにあった石神井臨時大会報告書のいう1923年3月初旬のコミンテルン指令到着は、正しいと思われる。もともと1924年になって初めて独文『綱領問題資料集』に公表される「日本共産党綱領草案」を、コミンテルン第4回大会時に作成され、日本共産党大会代表の高瀬・川内が持ち帰ったものと同定するのは、おそらく1930年徳田球一予審問調書に発する「神話」である。

徳田球一は、1929年5月20日第2回訊問調書で天皇制の歴史を機関説風に概観し、5月27日第8回訊問調書では、「君主制ノ廃止トハ所謂ブルジョアデモクラシーノ徹底ノ中心的目標デアツテ此ノスローガンハ即チブルジョアデモクラシーノ徹底ト見テ良イノデアリマス」「ブルジョアデモクラシーヲ徹底スル為ノ所謂行動ノ中心的目標トシテ君主制ノ撤廃ヲスローガントシテ居ルノデアル」と、「27年テーゼ」の徳田なりの理解を表明していた(『現代史資料』第20巻、63-64頁)。

翌1930年に入って、1月28日第10回訊問以降は、党史についても固有名詞を挙げて積極的に自説を展開し、極東民族大会について、「プハーリンニヨリテ、当面日本共産党ガ為スベキ行動綱領

二付テ次ノ如キ指示ヲ与ヘラレマシタ。(一)日本ニ於ケル政権ノ構成ガ半封建的デアリ、而テ地主即チ天皇ノ覇権ノ下ニアル事ヲ前提トシテ、『ブルジョアデモクラシー』ノ徹底ガ当面ノ政治政策デアル事ヲ断ジマシタ。而シテ其『スローガン』トシテ、(一)天皇の廃止、(二)普通選挙権ノ獲得、(三)言論、集会、出版、結社の自由ヲ掲ゲマシタ」と述べる(同71頁)。

しかし、この「日本共産党ノ初期ニ於ケル運動ニ一変革ヲ与ヘタ」と徳田の自認する極東民族大会での「天皇の廃止」スローガンが、コミンテルン側の記録からして裏付けがなく、「日本代表団政綱」としては全くの虚構であったことは、今日では明白である。つとに風間丈吉がこの徳田供述に疑問を呈していたが(『モスクウとつながる日本共産党の歴史』上巻、天満社、1951年、72頁、升味準之輔『日本政党史論』第5巻、東京大学出版会、1979年、396頁)、前述のように岩村登志夫・川端正久が詳しく解明し、晩年の村田陽一も暗に認めた通りである。実際は、サファロフ報告を基調としたもので、第一スローガンは「政治制度の完全な民主化」であった。

注目すべきは、徳田調書が極東民族大会での「此指示八次ノ年ニ完成サレタ プハーリンノ起稿ニ係ル日本共産党『プログラム』ノ基調ヲ示シテ居ルモノ」(71頁)と述べて、ほかならぬ「君主制廃止」の「一本の赤い糸」で日本共産党史を描こうとする政治的企図が、はっきりとうかがえることである。

そして、「創立大会ハ一九二二年七月ニ行ハレマシタ」「党ノ綱領ニ付テデアリマスガ、之ハ私達ガ齎ラシタ極東民族大会ニ於テ支持サレタ既述ノ内容[=「天皇の廃止」]ヲ充分討議シ決定スル事ガ出来ズ、何レ此創立大会後直チニ派遣サル、『コミンターン』第四回大会ヘノ代表ノ帰国ヲ待ツト云フ事ニナリマシタ」という、よく引かれる一節が続く(74頁)。この話に信憑性を持たせるためか、「獄中18年」の先に書記長となる自分の「党歴」を予見してか、堺利彦・山川均・荒畑勝三・近藤栄蔵・高津正道・橋浦時雄の創立大会「中央委員」リストに自分の名前を加えることも忘れなかった。

次の30年1月31日第11回訊問調書で、第2回市川大会での高瀬清報告によると断りつつ、22年末コミンテルン第4回大会で「日本共産党ノ採用スベキ綱領ガ同志プハーリンニヨリテ作成」され、高瀬がこれを持ち帰り、「日本ニ於テ討議シテ決定スル事ニナツタ」とし、第2回大会で「党綱領ノ討議決定ニ関シテハ更ニ臨時大会ヲ開イテ之ヲ討議スル事トナリ、其間各『ヌクリア』ニ於テ此綱領ノ審議ヲシテ置ク事ニナリマシタ」とする(76-77頁)。

しかし、前述コミンテルンへの2通の報告書中の第2回大会議事・決定内容には、徳田が市川大会の最重要議題の一つとして述べた「綱領問題」は、入っていない。

「然ラバ綱領審議大会[=石神井大会]デハ何が為サレタカ」の問いに、徳田は「此綱領審議大会ニハ私ハ出席シマセヌノデ大体後デ聞知シタ事ニヨツテ述ベマス」といいながらも、「審議ノ中心ハ勿論同志プハーリンノ綱領草案ヲ基礎ニシタノデアリマスガ、最モ問題ニナツタノハ君主ノ日本ノ政治及経済ニ於ケル地位及此制度ノ廃棄ト云フ事デアリマシタ。併シ遂ニ此事ハ解決ヲ見ナカツタノデ、遂ニ綱領審議ノ効果ヲ得ナイ事ニナリマシタ」とあたかも出席したがごとくに話す(78頁)。ただしこの時点では、「プハーリンノ綱領草案」の内容を、「既ニ極東民族大会ノ時ニ指示サレタ闘争題目」「先ツデモクラシー徹底ノ為メニ普通選挙運動及一般労農大衆ノ政治行動ニ対シテノ党ノ政策」(78頁)と「行動綱領」風にしか説明していない。すでに日本共産党を離れた荒畑寒

村に、「第一次日本共産党ノ創立大会八大正十一年七月デアツタノカ」と予審判事が訊ねたのは、30年2月18日、徳田供述の2週間後のことであった（同12頁）。

ところが、いったん27年テーゼ、28年第1回普選まで、徳田なりの武勇伝風党史が述べられた後の1930年4月1日、豊多摩刑務所内での第23回訊問で、予審判事藤本梅一は「日本共産党綱領草案（註、草案ノ序言的部分ハ全部同志ブハーリンノ綱領草案ト一致スル）」（「共産党インターナショナル綱領問題材料集」一九二四年カール・ホイム発行独文ヨリ訳出）なる文書を徳田に示し、「第一次共産党第三回大会ニ於テ審議サレタブハーリン起草ノ日本共産党綱領草案ト云フノハ斯様ナモノデナイカ」と訊ね、長文の「之ヲ読聞ケタリ」。徳田の答えは、2か月前には自分は出席していなかったと断っていたはずなのに、「之ト同一内容ノモノデシタ。被告人 徳田球一」（同181頁）これが、今日まで続く「神話」の誕生の瞬間であった。

もともとコミンテルン第4回大会でブハーリンが日本共産党綱領草案を起草し、それを高瀬清・川内唯彦が日本に持ち帰って石神井大会で討論したという筋書き、石神井大会で討議した草案が「君主制の廃止」を第一スローガンとする24年発行『共産主義インタナショナル綱領問題資料集』所収の日本共産党綱領草案そのものであるという「神話」は、この徳田球一予審訊問調書に発し、野坂参三の伝記を書くために採用された高瀬清の回想により根拠づけられたもので、それを鵜呑みにした村田陽一・犬丸義一らの説である。

しかし、この創生期日本共産党のモスクワへの公式報告書によれば、高瀬がいわゆる22年日本共産党綱領草案をモスクワから持ち帰った形跡はない。そればかりか、第一次共産党検挙事件で警察に押収されたいわゆる石神井会議議事録と、このモスクワへの報告書の内容（後述）は基本的に合致するが、松尾前掲論文が鋭く見抜いていたように、今日知られている日本共産党綱領草案の構成・内容とは、大きなギャップがある。

堺利彦・佐野学署名の石神井大会についての公式報告書は、実は「君主制」には一言も触れていない。相手が日本の官憲ではなく、君主制打倒を коммуニストの常識としているモスクワのコミンテルン執行委員会であるにもかかわらず、である。もしもそれがコミンテルンの草案ないし指令の最大のポイントであるならば、それは、この報告書にぜひとも書かれねばならないはずである。日本の共産主義者により主体的にとりあげられ討議された可能性は、この報告書からでもゼロとはいえないが、おそらくこの23年3月時点では、コミンテルンからも「君主制廃止」スローガンは、必須のものとして求められてはいない。

ところが徳田予審訊問調書と市川正一公判論述以来、「転向」した鍋山貞親の1934年「上申書」（社会問題資料研究会編『日本共産党に対する批判・其の二』東洋文化社、1973年、2-6頁）や戦後の『私は共産党を棄てた』（大東出版社、1949年、61頁以下）や佐野学・鍋山貞親監修・風間文吉『モスクワとつながる日本共産党の歴史』（上巻、天満社、1951年、102頁以下）にいたるまで、石神井大会での「君主制廃止」討論を証言し記述している。近藤栄蔵も『コムンテルンの密使』（文化評論社、1949年、187頁）ではあっさり済ませていた石神井大会の記述を、遺稿『近藤栄蔵自伝』（ひえい書房、1970年、266頁）では「天皇制廃止」問題中心に加筆修正している。もっともこれらも論拠を辿ると、徳田供述と高瀬清の回想に帰着するようである。はたしてそれは、本当なのだろうか？

7 石神井大会綱領討論の真実 「君主制廃止」は本当に議論されたのか？

この問題については、石神井大会報告書の他の部分で、裏付けが得られる。上記の報告に続く部分では、日本の党内での意見の不一致の二つの論点として、「政治革命とプロレタリア革命の関係」「合法プロレタリア政党組織化の是非」があげられ、対立する二つの立場が詳しく報告されているが、君主制問題は、全くでてこない。官憲文書と議事録から従来の研究でも言われてきた「第一革命と第二革命」「無産政党問題」が中心論点であり、それに尽きる。その詳細は、次回以降に紹介しよう。

報告書では、「綱領の形式」=全体構成が「初めて」問題になったとして、以下のようにあげている。おそらくこれが、コミンテルンから送られてきた綱領草案の柱(構成案)であり、石神井会議議事録で四段に分けられたもので、松尾尊兎が日本共産党綱領草案との齟齬・不一致を指摘した、当のものである。

序論的部分(近代資本主義の本質、プロレタリア階級の発展とその不可避的勝利、共産主義の実現、その他の共産主義的な諸理論と諸原理)

日本の現在の社会構造に関わる部分(日本資本主義と日本プロレタリア階級の諸特徴、階級分化、政治権力の所在、農民によって占められる特殊な地位、水平運動の特徴づけ、階級闘争の過去・現在・未来)

日本の共産主義運動の目標(政治権力の奪取、プロレタリア独裁、ソヴェト・レジームの樹立)

共産主義革命の戦術(政治、産業、農業、国際、等)

報告書によると、この四段構成そのものについてはおおむね反対はなかった。しかし、上述二つの対立点に関連して意見がまとまらず、執行委員会のもとに綱領委員会を設け、草案を3か月以内に起草することにした、という。

どうやらコミンテルンから1923年3月初めに日本に届いたのは、第4回大会に提出されたブハーリンの世界綱領(上記第 段の基本素材)と、日本の綱領を作るための指令だけで、その「綱領草案」の中身は、後に『綱領問題資料集』に収録される立派に成文化されたものではなく、新綱領作成のためのガイドラインのみだったようである。ただし、議事録で堺利彦総務幹事長や佐野学国際幹事により説明されたような、各項目の基本的特徴づけは添えられていたかもしれない。「現在の政府は、封建分子軍閥にある」といった第 段の論点に関わる限りで、だれかが君主制に言及した可能性も、ゼロとはいえない。そこで大逆事件を知る堺利彦らがそれをいさめ、アメリカ帰りの猪俣津南雄らが抗議するシーンがあったり、だれかが「オヤジ」の名で天皇に論及することも、なかったとは断言できない。とはいえ、討論の基調が「第一革命と第二革命」にあったことは、報告書からも議事録からも、一目瞭然である。

末尾で報告書は、綱領そのものは作れなかったが、「日本共産党の過渡期の戦術」(上記第 段)についてはある合意点ができたとして、以下の諸点を挙げる。

一 政治・社会

1. 完全に民主的な政府の要求[demand for a thoroughly democratic government], 2. 貴族院の廃止, 3. 徴兵制廃止, 4. 言論・集会・結社の自由, 5. デモンストレーションの自由, 6. プロレタリア政治教育体制の樹立, 7. 水平運動の革命化, 8. 陸軍・海軍の革命化, 9. 植民地反乱の促進(朝鮮・台湾), 10. 軍国主義に反対する宣伝・煽動。

二 産業

1. 赤色労働組合主義の普及, 2. 8時間労働日その他労働条件の改善, 3. 労働保険その他類似の措置。

三 農業

1. 農民諸組織の革命化, 2. 小作人・貧農の獲得。

四 国際

1. ソヴェト・ロシアの即時承認と貿易再開, 2. 植民地における自治, 3. 東洋の被抑圧民族との共同。

また、合意にいたらなかった対立点として、以下の4点を挙げ、詳しい日本の情勢は「拡大執行委員会への我々の代表同志青木」= 荒畑寒村に説明させる、と結んでいる。

1. 我々は普通選挙運動を積極的に進めるべきか否か,
2. 我々はブルジョア議会を積極的に利用すべきか否か,
3. 我々の主たる努力はプロレタリア大衆に政治反乱を積極的によびかけることであるか否か,
4. 我々はただちに合法的社会民主主義政党ないし労働者政党を組織すべきか否か。

このコミンテルンへの公式報告書による限り、これまで「君主制廃止」を中心に論じられてきた石神井会議の様相は、ずいぶん異なったものになる。コミンテルンの指令中に当代日本国家の特徴づけや「君主制の廃止」スローガンがあった可能性は否定できないが、それが重大な論点になった形跡はない。たぶん、もともとなかったのであろう。

合意に達したという「完全に民主的な政府」という政治的第一要求は、22年1月極東民族大会日本代表団政綱の第一要求「政治制度の完全な民主化」そのものである。ただし、そのさい一緒に提示された「土地の国有化」や「労働者の生産管理」要求は(村田『コミンテルンと日本』第1巻, 498頁), 石神井会議合意には入っていない。おそらくコミンテルンの指令にもなかったのだろう。犬丸義一らが「一部承認」と錯覚した「日本共産党綱領草案」の22項目行動綱領とは、項目的にも要求内容・水準でも、ずいぶん異なる。

したがって、今日「22年日本共産党綱領草案」とか「二二テーゼ」として知られるものは、早くても1923年石神井会議後に作られたものである。さらにいえば、23年6月コミンテルン第3回拡大執行委員会総会ブハーリン綱領問題報告での以下の発言の土台となったのは、この日本共産党報告書、及び、石神井大会決定でモスクワに派遣された荒畑寒村の持参した報告書類であったと考え

られる。

「われわれの手もとには、個々の党 イギリスの党と日本の党 の二つの草案がある。……日本の草案は、私も参加した一委員会で作成された。それは、私の[コミンテルン綱領]草案とほとんど一致する一般的部分を含んでいるが、とくに日本を扱った部分に論争点がある。その論争点は、日本共産党の一部が直接にプロレタリア革命を志向しているのにたいし、他の部分は、私の考えではまったく正しいことだが 日本でははじめにブルジョア革命を経過しなければならず、そしてこのブルジョア革命はきわめて短い期間にプロレタリア革命に転化するであろう、と考えている点にある。この二種類の方向は、部分的要求についての相異なる問題提起を生んでいる」(村田編訳『コミンテルンと日本』第1巻、151-152頁)

しかし、この6月21日時点でプハーリンが「手もと」にあるという綱領草案も、24年『綱領問題報告集』所収の成文と同一とは、考えにくい。せいぜい山川・荒畑・堺の22年日本共産党綱領を日本資本主義論風にソフィストケートした程度のものであったろう。

というのは、この第3回拡大執行委員会の頃、6月5日の日本共産党検挙について、6月中に上海で書かれたと思われる、もう一つの日本語「報告書」がある。署名はないが、「執行委員会の訓令によりて日本を脱走した我々三人」=佐野学・高津正道・近藤栄蔵の合作と思われる、内容と筆跡からして、おそらく佐野学執筆である(f.495/op.127/d.61/81-98)。

そこには、「第一 J C Pの近況」(四)各部委員会に「(7)綱領委員会」の項があるが、以下のような短いもので、プハーリンのいう「草案」作成に、日本本国の綱領委員会が関与した形跡はない。

綱領委員会は臨時に設置したものである。[以下線で抹消 佐野を委員長とし高橋<?>、野坂、戸田<猪俣?>、市川、杉浦、山川等が委員である。] 綱領は第一段 概論、第二段 日本社会の現状、第三段 日本共産革命の目標、第四段 戦術 の各項に分ち、各自分担を定めて研究しこれを総合して、六月中に草案の起案を終り、七月の大会に於て決定する筈であつた。しかし今回の事件によりて中絶するの止むなきに至つてゐる。

更に「第二 今次の検挙事件」についての報告「(1)発覚原因」で、発端となった早稲田大学軍研事件の経緯の説明のなかで、次のように述べる。「君主制廃止」に触れた重要文書が押収されたという認識はなく、比較的冷静に書かれている。

警視庁は此反軍国主義運動の背後に共産党ありとなし、探索に狂奔した。終に彼等は成功した。同志教授佐野は学校内の研究室にJ C Pの規約及び三月に催された臨時大会の議事録を秘してあつたが、[5月]二十三日夜に何者かに盗み去られた。二十四日には佐野宅が家宅捜索せられた。但し其時には何物もなかった。佐野研究室に於て証拠物件を盗みたる者が警察側のスパイであるか、反動派の教授学生であるかは明かでないが、それが敵の手中に入れる事は明白

である。

そして「(二) 警察側の手中にありと想像せられる物件」では、次のように述べる。

六月五日の検挙当日には同志の家は殆んどすべて搜索せられた。しかし早く E C の命により重要な証拠書類を壊滅した故に有力の証拠物件を押収せられたものはないと想像される。今日警視庁側の手中にありと想像せられるものは次の如くである。

(1) J C P の規約及び臨時大会議事録

右の議事録は綱領問題及び外部たる政党問題に関する大会の議事録であつて、それのみによりては第三インターナショナルとの関係を知ることは不可能であるが、党員の氏名約十四五が記載されてゐる。

(2) 教育材料 教育調査部が発行した資料であつて、従来党員の受けた家宅搜索の際に押収せられたものであるが、これは有力なる材料と言ひ得ない。

(3) 印刷工小林進の証言 小林はロシアから帰りしものであるが党員でない。彼は党のことを知つてゐる。彼は警視庁に於て有害なる証言をしたとの噂がある。

(4) 通信文にして官憲のために押収せられたものがあるかも知らぬ。しかしこれは全く不明である。

どうやら石神井大会議事録は、すでに一斉検挙前の時点で、もともと押収されても大逆事件の再来につながるような性格のものではないと認識されており、逮捕を覚悟した党員たちにもその旨伝えられ、意思統一されていたようである。これは、高瀬清が晩年に回想する、獄中で堺利彦が死刑を覚悟したり、高瀬自身が取り調べで議事録を示されて天皇制問題を筆記していなかったことに気づき安堵する話とは、大分異なる。

そして、「第三 今後の方針に関する見解」は、次のようになっており、モスクワで綱領を作成する方向を、日本共産党側から提案している。

(一) Bureau を作る事

ロシア在住の J C P 党員及び脱走者三名[佐野・高津・近藤]にて指導する。これは単に連絡機関若くは代表機関たるのみならず J C P に対する指導機関たるべきであると考へる。

(二) 極東局が新 Bureau の意見に従ひて日本に対する方針を決定する事。

(三) 日本局の局員は交代に二三ヶ月づつ秘かに帰国し運動する事。

(四) 日本局に於て日本 C P の綱領を作成する事。.....[(五) 以下略]

証拠物件を押収せられた後、検挙までには約二週間の時日があつた。当時の E C は全部検挙せらるべきを覚悟し次の新しき E C を頼みて後事を托した。E C 員五名であつて、当分独裁的権力を有するものとした。

ここに、第一次共産党検挙事件の結果として、日本共産党綱領の作成が、日本支部 = 日本共産党

執行委員会側からモスクワに託された、と推定できる。

ちなみに、この頃モスクワに派遣されていた「Aoki」= 荒畑寒村の予審訊問調書、『共産党をめぐる人々』(弘文堂、1950年)などの回想には、いわゆる日本共産党綱領草案への言及はない。『寒村自伝』では、石神井大会決定として「コミンテルンに提出して承認を得べき綱領草案」を挙げただけで(313頁)、小山弘健との対談では「綱領をどういうふうの問題にしたのか記憶ありませんね」という(小山編『回想・日本の革命運動』第5巻、現代史研究所、1971年、13-14頁)。晩年の石堂清倫・伊藤晃による聞き取りでも、綱領問題への言及は残さなかった(『運動史研究 9』「特集 荒畑寒村」三一書房、1982年)。

荒畑がモスクワで感じとったのは、「ロシアの指導者で日本に亡命し、日本語を解し、日本の事情に通じている者はほとんど絶無」「これではコミンテルンの執行部が、いかに世界の革命的頭脳を網羅しようとも、日本の情勢に関する的確な知識を得て具体的な方針をたて得る筈がない」ことであった(『寒村自伝』400頁)。自分が代表となった第3回拡大執行委員会総会でブハーリンにより日本共産党綱領が言及されたという記憶さえなく、むしろ直前に東京で起こった第一次共産党検挙に心を痛めたことを記している。

荒畑はまた、「君主制の廃止」スローガンについて、既に引用した1930年予審訊問調書で「無産者独裁」の綱領を「理論的二追究サレレバサウデアル」ものとしてのみ認めたと、山川均が「市川」大会で「規約」に天皇制廃止を加えることに反対したという「日共伝説の受売り」には、「山川君はこの大会に出ていなかった」事実を挙げて、一笑に付している(『寒村自伝』313頁)。荒畑寒村にとっては、第一次共産党自身が「粗製濫造の共産党」だったが、その後の徳田球一・市川正一・野坂参三らによる「党史の粗製濫造」に、あきれ果てていたのだろう。

そのようにして読むと、松尾尊兪が発掘し詳しく分析した石神井大会議事録に「君主制」論議などなく、「日本共産党綱領草案」の内容に照応する具体的論点がみられない理由がわかる。この23年3月石神井大会討論、6月第一次共産党検挙事件時点でもなお、日本共産党は本稿で紹介した「1922年9月日本共産党綱領」の路線・水準にあったと考えられる。

8 いわゆる日本共産党綱領草案は、関東大震災後のモスクワ指令？

以上の推定の裏付けとして、ここで、松尾尊兪が石神井大会議事録解読のさいに用いた、第一次共産党事件堺利彦予審訊問調書における綱領問答に立ち返ってみよう。基本資料でありながら、なぜかわが国では活字になっていないので、大原社会問題研究所所蔵の長谷川博がもっていたと思われる写本を用いる。綱領問答は1923年6月8日第2回調書のなかにみられるが、重要なので、長文だが敢えて引用する。なお、筆者は日本語文語体毛筆書き下ろし文書の解読に慣れていないため、冒頭の1-5問は省略し、原本丁数169第6問答以下の暫定読み下しである。

問「被告は『ブハーリン』ノ『プログラム』ノ草案ヲ見タ事カアルカ」

答「見タ事カアリマス」

問「被告ノ見タ草案ハ什ウ云フ草案デアツタカ」

答「『プレスコーレスボンデンス』 [= インプレコール] ノヲ見タノテス」

問「夫レハ英文テアツタカ」

答「左様テス 英文ヲ印刷シテアリマシタ」

問「什ウ云フ事カ書イテアツタカ説明サレ度シ」

答「什ウ云フ事カ書イテアツタカト云ツテモ今一ヨク覚ヘテ居リマセヌ」

問「然シ共産主義ニ付イテ研究シテ居ル以上其ノ草案ノ内容ノ大体位記憶シテ居リソウナモノ
テハナイカ」

答「ヨク覚ヘテ居リマセヌ」

問「ト四段ニ別レテ居ツタノテハナイカ」

答「ソウテアツタカモシレマセヌカ ヨク覚ヘテ居リマセヌ」

問「其ノ草案ハ何時出来タモノカ」

答「第三インターナショナルノ第四回大会ニ提出スル為メニ出来タモノテアツテ昨年ノ秋 [=
22年秋] 頃出来タモノテセウ」

問「其ノ草案ト云フノハ之レテハナイカ」

此時大正十二年押第七七四号ノ二十ニヲ示ス（傍点，引用者）

答「之テス 之レヲ見テ思ヒ出シマシタ 成程 トナツテ居リマス」

問「其ノ内容ヲ説明セヨ」

答「今説明セヨト云ハレテモ一寸解リ兼ネマスカ 第 一カ資本家の奴隷制度，資本家カ労働者
ヲ使ツテ産業ヲ遣ツテ居ルノハ昔ノ奴隷制度ト同シ事ナンタト云フ様ナ事柄テアツテ 第
二カ労働者ノ解放 第 三カ『ブルジョアジー』ノ熱望 第 四カ労働独才ヘノ進路ト云フ事トナ
ツテ居ルノテス」

問「被告ハ『ヴハーリン』ト通信ヲシテ居ルノテハナイカ」

答「為シテ居リマセヌ」

問「被告ハ主義者ノ仲間ノ間テ第一革命トカ第二革命トカ云フ言葉ヲ用ユル事カアルデアロ
ウ」

答「アリマス」

問「其ノ事ニ付イテ議論セシ事モアルカ」

答「アリマス」

問「第一革命ト云ヘハ『ケレンスキー』ノ革命ノ事ヲ指スノカ」

答「其ノ言葉ハ色々ニ使ヒマスカ『ケレンスキー』ノ革命ノ事ヲ第一革命ト云ヒ『レーニン』
ノ革命ノ事ヲ第二革命ト云フ事モアリマス」

問「モスコニ於ケル大会ヘ代表者派遣ノ事ニ付イテ会議ヲ開イタ事ハナカツタカ」

答「其那事ハアリマセヌ」

問「『プログラム』ト云フハ日本ノ言葉テ云ヘハ何ンニ当ルカ」

答「綱領ノ事ヲ云フノテス」

問「日本共産党ノ綱領ヲ作ツタ事カアルノテハナイカ」

答「未タ其ンナ団体ヲ作ツタ事カアリマセヌカラ アリマセヌ」

問「ソウ云フ団体ヲ作ロウト云フ計画ハアルノカ」

答「ソウユウ計画ハ絶ヘスアルノテス 前ニモ社会主義同盟ト云フモノヲ作ツタ事カアリマス」

問「然ラハ ソウ云フ計画ノ為メニ始終寄り集ツテ居ルノテハナイカ」

答「寄ルト触ルト始終話シテ居リマスカ 其ノナ計画ノ為メニ特ニ寄り集ツタ事ハアリマセヌ」

問「被告等ノ主義者ノ中テ政党組織ト云フ名ヲ使ツテ居ル様テアルカ 夫レハ什ウ云フ事ヲ意味シテ居ルノカ」

答「政党組織ト云フ言葉ハ 始終使ツテ居リマス 現在ノ団体ハ思想団体トカ労働団体トカ云フ者許リテアルカラ 夫レヲ一緒ニシタ 公ノ政党力欲シト云フ意味テス」

問「夫レカ社会党トカ労働党トカヲ意味スルノカ」

答「左様テス」

問「『ブハーリン』カラ『インストラクシヨン』カ来テ居ツタノテハナイカ」

答「他ノ人ハ知りマセヌカ 私トシテハソノ事ハアリマセヌ」

問「本年ノ三月十五日ニ石神井村ノ料理店豊島館ヘ行ツタ事カアルノテハナイカ」

答「夫レハ度々聞カレルノテスカ 私トシテハ行ツタ事ハアリマセヌ」

問「被告カ居ツタ其処ヘ行ツタト云ツテ居ル者カアルカ如何」

答「私ハ行ツタ事ハアリマセヌ」

問「被告ハ戸田ト云フ異名トテモ云フカ別名トテモ云フカ ソウ云フ名前ヲ知ツテ居ルカ」

答「知りマセヌ 警視庁テモ検事テモ私ノ事タロウト云ハレマシタケレトモ 私ハ知りマセヌ」

問「梅田ト云フノハ高瀬清ノ事テハナイカ」

答「知りマセヌ」

問「高瀬カ高瀬ノ事ヲ梅田梅田ト云ツテ居ツタソウテアルカ什ウカ」

答「私ハ知りマセヌ」

問「麴町ト云フノハ 被告ノ事テハナイカ」

答「ソレハ ソウカモ知レマセヌ 云ヒソウナ事テス」

問「其ノ外ニ地名テ誰レカラ呼ンテ居ル様ナ事ハナイカ」

答「山川均ノ事ヲ大森ト云フテ居ル様テス」

問「其ノ外ニハナイカ」

答「其ノ外ニハナイ様テス 解リマセヌ 被告人 堺 利彦」

以上の1923年6月の堺利彦による石神井会議供述から分かることは、第一に、堺利彦が予審判事に問われて初めにイメージし答えた「ブハーリンの綱領草案」とは、1922年11月にコミンテルン英文機関紙『インプレコール』に公表された、一般綱領(世界綱領)草案であったことである。

このブハーリン「共産主義インタナショナル綱領(草案)」は、かつて筆者が独文『インプレコール』1921年11月21日号から解読して、コミンテルンにおける全般的危機論の原型として紹介し

たものであるが(加藤『国家論のルネサンス』青木書店,1986年,191頁以下),全体が「資本主義的奴隷制」「労働者の解放と共産主義的社会秩序」「ブルジョアジーの打倒と共産主義のための闘争」「プロレタリア独裁への道」の全4章で構成された,当時の共産主義革命理論の簡潔な体系的記述であった。問答中の堺の4段の内容紹介は,それに完全に照応している。

第二に,予審判事が第2回訊問で堺に提示した押収証拠「大正十二年押第七七四号ノ二十二」は,その後の問答と,先に紹介したモスクワへの報告書の内容からして,堺の記憶にあった英文『インプレコール』のプハーリン綱領草案であるのかどうかは,はっきりしない。松尾は裁判記録中の全押収物件を整理して『『ヴハーリン』の『プログラム』草案』を「押774-22」に分類したが,このプハーリン世界綱領草案は今日でも邦訳はないから,英文または独文『インプレコール』でなければならない。ところが堺の4段の説明内容に対する予審判事の無関心からして,『インプレコール』ではなかった可能性がある。

また,この「押774-22」は,今日知られている限りの資料では,堺の第2回調書以外の訊問や公判で用いられた形跡はない。それが堺に提示された後のやりとりからすれば,それは,の番号が出てくる石神井大会議事録そのもの(松尾のリストの「押774-3」)である可能性が高い。「ブ氏=プハーリンのプログラム」にしる「インストラクション=指令」にしる,「第一革命と第二革命」の論点,「戸田[議長=猪俣津南雄?」にしる,ここに出てくるのは,すべて松尾の発掘した議事録及び党規改正案の範囲内での質疑応答である。

仮にもしも「押774-22」が,いわゆる「二二年テーゼ=日本共産党綱領草案」であれば,当然重要な証拠として他の被告への訊問や公判廷でも用いられ,「第二の大逆事件」になるはずであるが,それはもちろんありえない。第3回訊問以後は,この証拠ナンバーは記録に残っていない。

そのため議事録と堺調書を精査した松尾は,「この『押第七七四の二二』そのもの,あるいはその写しが入手できれば一目瞭然となるが,あるいは今日知られている[日本共産党綱領草案の]邦訳とは異質なもので,すなわち,二二テーゼの骨子を要約したものである可能性もある」と記したが(前掲論文,134頁),たとえ「要約」ないし「骨子」であっても,日本の情勢分析や君主制廃止スローガンが入っていたならば,物的証拠が乏しく被告らの供述も曖昧なこの治安警察法事件では証拠として法廷に持ち出されたであろう。

実際は,松尾が詳しくリスト・アップしたように,堺利彦の23年末保釈出獄後の24年2月8日第9回調書,及び25年8月20日(=治安維持法制定後)の東京地裁第1審判決文中で,「押774-1」が「英国共産党暫定党規」,「押774-2」が「党規改正」書類,「押774-3」が「議事録」となっており,この3点が物的証拠の中心である。それゆえに,取り調べの重点は,「押774-3」=議事録の筆跡鑑定による書記高瀬清・仲宗根源和の特定に費やされた。「押774-22」は,なぜか使われていない。

どうやら,堺がこの第2回調書の問答で聞かれている「押774-22」の内容は,佐野学のもとから押収されて警察の手に渡り,松尾がアメリカで発掘した,石神井大会議事録そのもの=「押774-3」のようである。皮肉なことに,それは『インプレコール』に載ったプハーリン世界綱領草案と同じくの全4段で構成されていたが,その内容は,前述のように,プハーリン綱領草案のとは対応しない。そのため問答は,官憲側にとっては,よく意味の通らないものになっている。

そのさい堺が、官憲側の「誤解」を意識したかどうかは不明だが、「第一革命と第二革命」の理論問題、「無産政党結成問題」には一般的に答えつつも、日本共産党の存在の有無、石神井大会の有無、ブハーリン指令＝「インストラクション」の存在や議長・発言者の氏名特定にはむすびつかないよう供述していることは、明らかである。この時点での「党の秘密」とは、日本共産党結成の事実そのものであり、綱領の内容に立ち入ったものではなかったことがわかる。

第3回以降の訊問で、堺は市川・石神井の会合への出席は認め、共産党もできたらしいと認めるようになるが、自分の積極的関わりは否定し、市川・石神井会合は合法政党結成準備の話し合いだったともいう。23年11月5日の第6回調書では、「党ノ組織ニシテモ石神井ノ会ニシテモ議事録ニ表ハレテ居ル様ナアンナニキチントシタモノテハナク乱雑ナモノテアツタノテス アノ議事録ハ事ヲ誇張シテ」いる、と逃げる。その結果、第1審・第2審判決とも、物的証拠とされたのは「押774-1・2・3」であり、堺に示された「押774-22」ではなかったのである。

この謎の解明は、更なる第一次共産党事件裁判記録の発掘を必要とするが、もしも「押774-22」が英文『インプレコール』のブハーリン綱領であったならば、日本に関係する叙述は全然ない外国語の公刊物であるから、治安警察法第28条（秘密結社・加入）による起訴立件の有力証拠にはなりえない（これら法律問題については、小田中聡樹「第一次共産党事件」『日本政治裁判史録 大正』、渡辺治「治安維持法の成立をめぐる」『季刊現代史』第7号、1976年、参照）。前述した事件後のコミンテルンへの日本語報告書の内容や公判過程からして、コミンテルンからの「インストラクション＝要旨ないし骨子」が押収されていた可能性もほとんどない。

第三に、堺が「押774-22」を示され訊問された1923年6月時点では、24年1月に『共産主義インタナショナル綱領問題資料集』に公表され、「君主制の廃止」を第一スローガンにかかげた日本共産党綱領草案は、堺はもちろん目にしたことはないし、警察側も存在を知らない。そしてそれは、

の番号などなく、1930年に徳田球一が予審判事から読み聞かされたように、「草案の序言的部分ハ全部同志ブハーリンの綱領草案ト一致スル」と注が付された、全く別個の草案であった。松尾は、議事録と堺調書の解読からこの矛盾に気づき、真実に肉薄したが、石神井討論時にもなんらかの「二ニテーゼ」が存在し押収されたと前提したために、鍋山証言に依拠した中途半端な結論になった。

しかし、以上の問答を含む第一次共産党事件の日本側公式裁判記録には、またモスクワに送られた日本共産党の1923年の公式報告書類にも、「君主制廃止」問題は全く登場しない。警察・検察側も「君主制廃止」などもともと問題にしておらず、もっぱら日本共産党結成の有無、「ブハーリンのインストラクション」と議事録中の「第一革命と第二革命」、及び出席者・発言者を問題にしていた。それが、通説では「堺らの天皇制廃止問題の慎重な扱い方、より直接的には[議事録から君主制論議を省いた]高瀬の機転によるもの」(小田中前掲論文)とされてきたのであるが、果たしてそうであろうか？

過激社会運動取締法案が流産し、治安維持法が制定される狭間での事件であるから、「歴史の後知恵」ではそのように理解されがちであるが、すでに1924年には英独仏語で公刊されていた日本共産党綱領草案が、25年の治安維持法成立過程で問題にされた形跡はない。権力側にとっては「朝憲紊乱」「国体の变革」の格好の事例となつたであろうにもかかわらずである。その存在そのものが、

どうやら「27年テーゼ」から28年3・15事件にいたる時期まで、知られていないようである（渡辺治教授のご教示による）。

日本共産党綱領草案の日本語訳は、青野季吉「震災前後二三」（『社会科学』1928年10月）や太田黒年男編著『日本左翼運動小史』（新興書房、1929年）、白揚社編集部編『日本共産党小史』（白揚社、1931年）などに伏せ字だらけで紹介されるが、それ以前から『共産主義インタナショナル綱領問題資料集』各国語版は流布していたともいう（犬丸「これまでの日本共産党の資料集と研究の概観」『現代史資料月報』1964年11月、岩村前掲書、103頁）。とはいえ、共産党側でも、当時のコミンテルン文献に最も精通し、無産政党的綱領問題を詳しく研究し論及していた山川均が、「ウワサを小耳にはさんだ」ことはあったが、現物を見たのは「昭和二、三年ごろ」フランス語版『綱領問題資料集』であったという（『山川均自伝』395頁、なお、山川『無産政党的研究』叢文閣、1925年、『無産政党的話』千倉書房、1931年、参照）。

第四に、見方によっては「のらりくらり」と評しうる以上の堺供述は、高瀬清回想のいう「死刑を覚悟した」悲愴な黙秘ないし陳述ではなく、逮捕前に執行委員間で意思統一した通りの、コミンテルン日本支部＝非法共産党結成を隠匿するという方針に沿ったものである。むしろ、6月一斉検挙前に「暁民共産党事件」の欠席判決で豊多摩刑務所に入り、そのため執行委員会決定を伝えられていなかった堺の娘婿高瀬清が、自分の党名＝「梅田」を明かすなど、秘密の一部を漏らしていたことがわかる。

同じく別件で事前に逮捕されていた徳田球一は、「警察側の手中にありと想像せられる」印刷工「小林進」＝極東民族大会に徳田・高瀬らと同行し、党資金詐取の疑いがもたれていた小林進次郎とのつながりからして、堺利彦らから警戒される立場にあった（徳田「わが思い出」『徳田球一全集』第5巻、五月書房、1986年、218、306、424頁、『寒村自伝』292頁）。

もっともその高瀬や徳田さえ、権力側に「君主制の廃止」討論をもらすことはなかったようである。もともとそんな討論は、石神井会議では出なかったのであろう。だから高瀬回想のいう堺の「従容として死につくという悲愴な覚悟」（高瀬『日本共産党創立史話』147頁）や関東大震災直後の混乱した獄中で高瀬が「私はあの記録を予審廷で見ましたが、オヤジのことは一言も書いてありません」と秘かに伝え堺を安心させる話（同157頁以下）は、おそらく高瀬のフィクションである。堺自身が、すでに検挙直後の訊問で「押774-22=744-3」＝議事録（？）を目前に示され質問されていたのであり、その後の調書・裁判記録からも、高瀬のいう意味での「悲愴な覚悟」は読みとれない（『震災の獄中』『堺利彦全集』第6巻、法律文化社、1970年、をも参照）。

たぶん真実は、こうであったろう。1922年9月には、山川が起草し堺・荒畑の署名した日本共産党綱領が存在した。それは、コミンテルン第4回大会時に、モスクワで不充分とみなされた。その理由は、高瀬が回想する「天皇制の問題が書いてない」どころか、もっとプリミティブな社会主義観・世界観レベルの問題であったと思われる。

そこで、コミンテルン全体の綱領作成作業にあわせて日本の新綱領作成が課題となったが、高瀬・川内の帰国する22年12月時点では、プハーリンの世界綱領草案はすでに独文『インプレコール』21年11月21日号に発表され討議されていたものの、日本についての綱領草案は、もともと存在しなかった。しかし新綱領をつくれという指令は高瀬により日本に持ち帰られ、市川大会で報告され、

石神井大会直前にその素材としてブハーリン世界綱領草案と簡単な4段構成の指令が届けられた。しかし日本の共産主義者は、大逆事件以前からの直接行動論対議会政策論、アナキズム対ポリシェヴィズムの対立の流れを色濃く残しており、審議未了になった。そこに第一次共産党検挙と関東大震災で綱領どころではなくなり、「解党」へと向かったのだろう。

いわゆる「日本共産党綱領草案」は、「最大の半封建的大地主で日本政府の元首たるミカド」を問題にし、「君主制の廃止」を「政治的分野における要求」の第一に掲げるがゆえに、日本の共産主義者にとっては衝撃的なものとなったが、それは実は、1924年初出のドイツ語版に「草案の序言的部分は大きく全体が同志ブハーリンの綱領草案と一致する」と注記されていた(Materialien zur Frage des Programms der Kommunistische Internationale, Hamburg 1924, S.274)。英語版では、この注が「この草案はブハーリンの草案にほかならない。日本の同志たちは、それに日本共産党の特殊的要求にかんする一章をつけくわえた。ここでは、この補足的な章はのせない」とあったため、村田陽一は『コミンテルン資料集』第2巻(大月書店, 1979年)に訳出するさい、「この注は誤解にもとづくもの」と解釈し(610頁, 訳注306), 『資料集 コミンテルンと日本』第1巻(大月書店, 1986年)再録にあたっては、その訳注を無視してしまった。

しかし、独語版・英語版注は「誤解」ではなく、コミンテルンの側からすれば、もともと1924年に公表された日本共産党綱領草案とは、ブハーリン世界綱領草案の に、今日「22年綱領草案」とか「ニ二テーゼ」とよばれている日本に直接言及した部分を付け加えた(第 章?)構成であったと推定できる。これは、当時のコミンテルンの綱領討論における世界綱領と民族綱領との関係に、ぴったりと照応する(加藤『コミンテルンの世界像』84頁以下, 参照)。

この第 章 = 日本の民族綱領の成文は、おそらく関東大震災後の1923年秋に、モスクワのコミンテルン東洋部及び上海のコミンテルン極東ビューローで作られたものであろう。そのさい、岩村登志夫が注目したヴォイチンスキーの役割が重要であろう。

かつて岩村『コミンテルンと日本共産党の成立』が詳しく論じたように、1922年9月のコミンテルン理論機関誌『共産主義インタナショナル』各国語版に掲載されたヴォイチンスキーの論文「日本の階級闘争」は、日本における封建遺制評価、君主制 = 絶対主義説や普通選挙・合法大衆政党への積極的態度において、いわゆる日本共産党綱領草案に連なる認識を示していた。

しかし、この方向が、コミンテルンの公式見解として強く打ち出されるのは、1923年11月5日にコミンテルン執行委員会で決定され、11月8日に日本へ送られたという極秘テーゼ「震災後における日本共産党の戦術についてのテーゼ」以降と思われる。そこでは、「日本の軍閥と封建的官僚の政府」に対して、「勤労者の統一戦線」を樹立し「現存体制の打倒」スローガンを掲げる必要を強調していた(村田陽一編訳『資料集 初期日本共産党とコミンテルン』大月書店, 1993年, 3頁以下)。

その同じ頃、上海のコミンテルン極東ビューロー責任者ゲ・ヴォイチンスキーは、第二論文「日本におけるブルジョアジーと封建制の残存物」(『新しい東方』第4号, 岩村前掲書, 101頁以下)を書いており、それを「1923年12月頃刊行」と紹介した岩村は、その内容が24年発表の日本共産党綱領草案にも反映された可能性があるとして、「1923年6月のコミンテルン第3回拡大執行委員会総会は、3月の日本共産党第1回全国協議会による綱領草案採択が荒畑から報告され、草案自体

の確定がブハーリン報告に示唆されるが、その後の修正がなかったという保証はない」と述べていた(103頁)。この前段の記述は史実に照らして訂正さるべきであるが(3月石神井会合は全国協議会ではなく臨時党大会,6月荒畑報告に綱領問題は登場しない),その末尾の叙述は,綱領草案成文が23年秋に作られたと考えると,合理的に説明できる。

ただしこの頃,国内の日本共産党臨時中央ビューローも,関東大震災後の党再建に取り組んでいた。国内に残された党員たちは,正規の党大会を開き,23年11月10日付で英文タイプ報告書「To the E.C.of the C.I.」(f.495/op.127/d.58/72-74),11月15日付で日本語手書き報告書(f.495/op.127/d.69/64-76)をモスクワに送っている。

そこでは,10月22日に秘密裡に党大会を開き,臨時ビューローを廃止し,本山[饒平名智太郎?]を総幹事(GS),野田[佐野文夫?]を国際書記(IS)とした6人の国内執行委員会(山田[赤松克麿?]=財務幹事,大井[北原龍雄?],田[立田泰?],朝日[浅沼稻次郎?]が幹事)を再建したこと,6月検挙,関東大震災後の戒厳状況下で,党組織を整理・再編し,「合法活動」に専念し普選運動・合法労農政党など「民主主義運動」に積極的に加わる新方針を決定したこと,そのため党内に16名の委員から成る政党組織準備委員会を設けたことなどを,モスクワに伝えた。無論,組織の維持でせいいっぱいで,綱領討議どころではなかったが,3月石神井大会時に比すれば,「第一革命」説・「合法無産政党積極設立」説の全面採用であり,党内路線対立の解消であった。

しかしモスクワでは,この6月検挙と関東大震災後の大杉栄虐殺,亀戸事件,朝鮮人虐殺,戒厳状態を見て,「現存体制の打倒」に力点をおいた新指令を作り,「君主制の廃止」を第1スローガンにした綱領草案を仕上げようとしていた。国内共産党が天皇制国家の弾圧・テロルからようやく合法政党結成・普選運動積極参加の方向に歩みだしたのに対して,モスクワのコミンテルンは,それを封建遺制とその国家機構の分析にまで徹底し,政治的にも「君主制の廃止」スローガンを正面に掲げるよう求めたのである。

佐野学・近藤栄蔵らの入露後,モスクワには,片山潜を中心に佐野・近藤らを加えた「在外日本共産主義者団」が設けられていた(f.495/op.127/d.58/28-43)。彼らこそ,コミンテルン執行委員会東洋部と国内共産党の橋渡しになるはずであったが,これら在露日本人共産主義者も,日本共産党綱領草案作成に加わったかどうかは不明である。その後の回想や獄中供述等から判断すると,積極的役割を果たしたとは考えられず,おそらく日本人の手の届かないところで作られたものであったろう。

だから,生まれたばかりの日本共産党にとっての「君主制の廃止」スローガンの衝撃は,1922年1月極東民族大会でも,同年9月創立綱領作成時でも,23年2月市川・3月石神井大会においてでさえなく,23年6月第一次共産党検挙事件,9月関東大震災以後の最も活動困難な時期に突然モスクワで発表され,ようやく自力で普選運動積極参加,合法政党設立の方向に歩み出した国内共産党を「解党」に導く一契機となったと思われる。もっとも「解党」論議のなかでさえも,日本共産党綱領草案や「君主制廃止」が中心論点であった形跡はないのであるが。

それを,1930年の徳田球一は,「27年テーゼ」を念頭において,「君主制の廃止」が党創立準備期からのバックボーン・中心論点で政治目標であったかのように歴史を捏造した。この,いまや治安維持法を持った天皇制権力と,冒険主義的な「武装共産党」「非常時共産党」獄中指導部との奇

妙な合作 = 逆方向からの利害の一致として、「一貫して天皇制に反対した共産党」という「神話」が、一人歩きを始めたのである。

おそらくその徳田球一・市川正一らの公判闘争の筋書きに触発されて、重要当事者の一人であった高瀬清は、自ら歩んだ軌跡をおぼろげに回想し、自分がコミンテルン第4回大会時に日本共産党綱領草案を持ち帰り、「君主制の廃止」が石神井大会での中心論題であったと前提して、その討論内容・波紋についての、あれこれの「伝説」を創作したのであろう。第一次共産党について述べることの少なかった山川均が、石神井大会での天皇制討論について、「真偽は保証できません」「石神井大会には私は出ていないし、その他の機会、たとえば堺さんや荒畑君などとの私的な話の中でも、天皇制の問題を論議したことは一度もなかった」と言い切ったことの意味が(『山川均自伝』395頁)、改めてここに浮かび上がってくる。

最後に残された問題は、その「解党」を受けて、1925年1月上海での日本共産主義者会議で採択されたとされる「上海テーゼ」の、次のような叙述の解釈である。

「絶対主義に反対する闘争 絶対主義を打倒することは、農民と同盟したプロレタリアートの力によってのみなすうことである が高まりつつあるときに、この国のすべての共産主義分子からなる集中的な組織が存在しないことは、現実革命運動にとっての大きな危険である。」

「共産主義インタナショナルは日本の同志たちにたいして、国の民主化の要求に、絶対主義および国内の封建遺制の階級的基礎を暴露するという要求に取りくむ必要があることについて……二年近くにわたって一再ならず注意を喚起してきた。」

「大衆的な合法新聞を適時に創刊すること、非合法文献の印刷と配布の機構をつくることをしなかった。だが、そうした手段によるならば、党は、わが党の戦術を労働者大衆に説明し、君主制反対の公然たる扇動をおこなうこと、その一方でブルジョア民主主義の本質を暴露して、この国において絶対主義が打倒された翌日から始まるその後の闘争にたいして大衆を準備することができたであろうに。」

「ビューローのわが同志たちは、日本の労働者階級の先進分子の教育ということをして、彼らを理論的に訓練する過程という形態で考えていて、二年前に共産主義インタナショナルによって決定された日本共産党の綱領案を基礎として作成された最小限綱領にもとづく労働者の政治的・経済的諸要求のための共産主義者の日常闘争の過程という形態では考えていない。」(村田編訳『資料集 初期日本共産党とコミンテルン』6-15頁)。

このいわゆる「上海会議一月テーゼ」は、1933年頃に東京地方裁判所検事局思想部でつくられた謄写印刷版が、1964年に山辺健太郎『現代史資料』第14巻(みすず書房)に収録されて、知られるようになったものである。そのさいの官憲訳は、上記引用の「絶対主義」が「専制主義」、「君主制反対」が「専制政府に対する」となっていたが(同書37頁以下)、1993年に村田陽一が、本稿の資料と同じ旧ソ連共産党ML研コミンテルン・アルヒーフから英文タイプ文を発掘して『初期日本共産党とコミンテルン』に新たに訳出・収録した(ただし典拠の資料番号は不明、「解題」ではヴ

オイチンスキー執筆，ロシア語から訳出とされている)。

本稿の立論との関わりでは，官憲訳でも村田訳でも「二年前に共産主義インタナショナルによって決定された日本共産党の綱領案」と述べられているのがポイントで，1925年1月の「二年前」とすると，日本共産党綱領草案は22年末ないし23年市川・石神井大会期に「共産主義インタナショナルの決定」であったことになり，その時点ですでに「絶対主義＝君主制」反対スローガンがコミンテルンから指令された，ということの意味する。したがって，この「上海テーゼ」からは，むしろ通説の方が合理的に説明できる。

しかし，以上に紹介してきた1923年期の日本共産党からモスクワへの報告書類からは，「絶対主義＝君主制打倒」の方向性は，理論的にも政治的にも見出しえない。むしろ封建遺制＝軍閥官僚とブルジョアジーとのブロック権力説が支配的である。そして，山川均は，この「上海テーゼ」についての高橋正雄の質問に答え，「私が読んだものには，そういう部分[＝「天皇制打倒」スローガン]はなかった」と回想している(前掲『社会主義』座談会，48頁)。荒畑寒村の「いわゆる上海テーゼ」の理解も，「解党の誤謬を認めて再建のために積極的な運動を開始すること」であったというものである(『寒村自伝』469頁)。「22年綱領草案＝君主制廃止」の神話は，結局「27年テーゼ」以降のものではなからうか？ この問題については，筆者は「上海テーゼ」の原文を確認しえないため，保留にしておこう。

9 おわりに 「天皇制神話」と「革命伝説」を超えて

今日「22年テーゼ」ともよばれる1924年『綱領問題資料集』に収録された「日本共産党綱領草案」とは，おそらく23年秋に，コミンテルン東洋部で成文化されたものである。それはいわば，第一次共産党のモスクワ製墓碑銘であった。

「君主制の廃止」が，日本共産党創設時からのメイン・スローガンであったというのは，1930年代初頭に徳田球一・市川正一らにより政治的に創作された「神話」であった。

その「神話」が産み出され，「歴史的事実」として流通し，佐野学・鍋山貞親・風間丈吉ら後に「転向」した人々にまで信奉され，高瀬清や野坂参三らによって「革命伝説」に仕上げられて今日まで受け継がれてきた共産主義者の日本的意識構造こそ，これからの社会科学・歴史学の対象とされなければならない。

そして，歴史的に実在したいわゆる第一次共産党とは，山川均・堺利彦・荒畑寒村に代表される，後の「労農派」から日本社会党への系譜，日本型左翼社会民主主義者の指導する党であった。今日の日本共産党は，その「解党」の後に，スターリン指導下のモスクワ製政策・規約を擁してその遺産を襲奪し，再出発したものであった。

レーニンの死に前後するこの時期，コミンテルン全体においても，ドイツにおけるローザ・ルクセンブルク主義批判や初期統一戦線戦術の後退など「ポリシェヴィキ化」が始まる。歴史的に見れば，いわゆる日本共産党綱領草案は，通説のいうコミンテルン第4回大会統一戦線戦術の日本への適用というよりも，レーニン時代の堺・山川・荒畑指導部からスターリン時代の渡辺政之輔・徳田球一・佐野学らの指導への転換を伴う，日本における早発的「ポリシェヴィキ化」の出発点となる。

組織構造も、それに伴い「民主集中制」へと変貌する。

ちなみに、「福本イズム」の影響下に再出発した1926年12月五色温泉大会を「第3回大会」とするものも、正しくない。第一次共産党検挙と関東大震災の後、1923年10月22日に秘かに開かれた党大会報告書(f.495/op.127/d.69/64-76)があるからである。

ひとつだけ、従来の諸説との関わりで、典拠の問題に触れておこう。今日の日本共産党公式党史、野坂参三『風雪のあゆみ』、村田陽一・犬丸義一説などの有力な土台となった高瀬清『日本共産党創立史話』の信憑性の問題である。高瀬は、確かに第一次共産党の貴重な証言者の一人であり、その回想は、検討に不可欠の資料である。しかし、22年極東民族大会で「天皇の廃止」をブハーリンから指示された話に始まり、7月15日自宅大会説、コミンテルン第4回大会日本問題委員会での綱領草案討議、その草案を自分で持ち帰ったという話、23年石神井会議で後の日本共産党綱領草案のプリント刷りが配られ、佐野学がそれを朗読して討論に入った話、堺利彦の死刑の覚悟のエピソードなどは、松尾・岩村・川端らの資料批判をふまえた学問的検討や、今回筆者が発掘した新資料に照らして、徳田予審問調書に始まる政治的な「歴史の後知恵」を自らの過去に投影した、フィクションとしかいいようがないものである。「記憶はつくられる」のは避けられないとすれば、その虚構イメージの生成メカニズムを探求する事が、後の世代の仕事である。

もっとも、これから現れるであろう歴史の真実は、本稿がその一端を明らかにしたレベルに留まるものではありえない。戦前日本共産党史に関わる「神話」「伝説」のほとんどは、史資料によって解体されるであろう。

無論それは、モスクワ資料によってばかりではない。フランス共産党は、党アルヒーフをあらゆる傾向の研究者に公開して「党史」を歴史の審判に委ねる決断を行ったが、日本共産党の党史資料室は、一般公開されるきざしはない。中国共産党史・朝鮮共産党史から光をあてる作業も進んでいない。戦前社会運動の証人たちは、次々に世を去りつつあるが、そうした人々の記憶を保存する仕事は、おおむね個々の研究者の努力に任されている。当時の共産主義運動が「プロレタリア国際主義」を旗印にしていた以上、モスクワのみならず世界に散在する日本問題資料について、系統的に収集し保存する集団的しくみ・作業が必要であろう。

本稿との関わりでは、創立大会で綱領と共に採択された規約(Constitution)にも英文の正文があったと考えられるし、モスクワのアルヒーフを精査すれば、コミンテルンの綱領問題委員会議事録、第4回大会日本問題委員会議事録、高瀬清・川内唯彦のモスクワでの言動を示す個人ファイル、(22年ではなく)23年秋日本共産党綱領草案作成の経緯、コミンテルン側の山川均・堺利彦・荒畑寒村評価、片山潜ら在露日本人共産主義者の果たした役割、大庭柯公スパイ容疑肅清事件の真実、等々も明確になるだろう。本稿の範囲内で一つだけ仮説を述べれば、今回紹介した22年綱領・23年報告書・石神井大会コミンテルン指令等は、高瀬清・川内唯彦ら日本共産党員によってモスクワに届けられたものではなく、おそらく中国共産党員・朝鮮共産党員を含む上海経由の密使によって、さらには吉原太郎ら赤色ブローカーの陰の暗躍によって、交信されたものであったろう。

その根拠等を含め、次回以降は、本稿では22年綱領との関わりでのみ一部を紹介した、1922・23年の日本共産党公式報告書類を中心に、資料そのものを紹介する。

(かとう・てつろう 一橋大学社会学部教授)